

議案第45号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和6年6月4日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市民活動センターの指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市市民活動センター指定管理者

1 指定に係る施設の名称

北名古屋市市民活動センター

2 指定の相手方

北名古屋市弥勒寺東二丁目170番地1

一般社団法人ママライフデザイン研究所

代表理事 田口 さおり

3 指定の期間

令和6年10月1日から令和10年3月31日まで